

愛知学院大学法学部同窓会会則

第1章 総則

[名称]

第1条 本会は、愛知学院大学法学部同窓会と称する。

[目的]

第2条 本会は、会員相互の親睦と協力を基盤として、学術研究の奨励とその普及発展を図り、もって学術文化の振興と母校の発展に寄与することを目的とする。

[本部および地方同窓会]

第3条 本会の本部は、愛知学院大学内に置き、地方同窓会は必要な地に置く。

[事業]

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 学術書、会員名簿、同窓会報その他必要と認められた出版物等の刊行

第2章 会員

[会員]

第5条 本会は、正会員・特別会員および準会員甲・乙をもって組織する。

- 1 正会員 愛知学院大学法学部卒業生・愛知学院大学大学院法学研究科修了生および愛知学院大学大学院法務研究科修了生
- 2 特別会員 愛知学院大学現・旧教職員で、理事会の推薦を受けた者
- 3 準会員甲 愛知学院大学法学部・愛知学院大学大学院法学研究科および愛知学院大学大学院法務研究科に在籍中の者
- 4 準会員乙 愛知学院大学法学部・愛知学院大学大学院法学研究科および愛知学院大学大学院法務研究科に1年以上在学し、理事会で承認された者

第3章 総会

[総会]

第6条 定期総会は、毎年1回、会計年度締め切りから3ヶ月以内に開催しなければならない。臨時総会は、理事会で必要と認めたとき、これを開催することができる。

[総会の権限]

第7条 次の事項は、定期総会において決定する。

- 1 会則の改正
- 2 前年度収支決算書の承認
- 3 新年度予算の承認
- 4 事業計画に関する事項
- 5 理事・監事の選任および解任に関する事項
- 6 その他総会において必要と認める事項

[決議]

第8条 総会は、正会員をもって構成し、総会の決議は、出席正会員の過半数の賛成をもって行う。

[公告]

第9条 総会に関する一切の事項は、機関誌またはホームページに掲載する。

第4章 役員

[役員の種類と員数]

第10条 本会は、次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 若干名
- 3 常任理事 若干名
- 4 理事 若干名
- 5 常任監事 1名
- 6 監事 若干名

[理事・監事の選任と任期]

第11条 理事・監事は、正会員の中から総会において選出し、任期は2年とする。

[会長・副会長・常任理事の選任と任期]

第12条 会長・副会長および常任理事は、理事の中から互選し、任期は理事在任期間とする。

[常任監事の選任と任期]

第13条 常任監事は、監事の中から互選し、任期は監事在任期間とする。

[会長]

第14条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

[副会長]

第15条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があった場合は、その職務を代行する。

[常任理事]

第16条 常任理事は、会長・副会長を補佐し、日常の会務を執行する。

[常任監事・監事]

第 17 条 常任監事および監事は、会計監査をし、総会に報告しなければならない。

[役員 の 地位 と 報酬]

第 18 条 会長・副会長・理事・監事は名誉職とする。ただし、常任理事・常任監事に対しては、若干の報酬を支給することができる。

[役員 の 解任]

第 19 条 役員が本会の名誉を著しく毀損したときは、理事会の決議を経て解任することができる。

第 5 章 会 議

[会議の種類]

第 20 条 本会の会議として、理事会、監事会、常任理事会、部会、参与会を置き、必要に応じて委員会を置くことができる。

[理事会]

第 21 条 理事会は、すべての理事で組織し、次に掲げる事項を決定する。理事会の決議は、出席理事の 3 分の 2 以上の賛成をもって行う。

- 1 会長・副会長および常任理事の選出に関する事項
- 2 会則の変更に関する事項
- 3 地方同窓会の設置に関する事項
- 4 特別会員および準会員甲・乙の推薦・承認に関する事項
- 5 顧問・参与および相談役の委嘱に関する事項
- 6 予算・決算その他会計に関する事項
- 7 その他重要な事項

[監事会]

第 22 条 監事会は、すべての監事で組織し、次に掲げる職務を行う。

- 1 法学部同窓会の財産の状況を監査する事項
- 2 会計監査をし、総会に報告する事項

[常任理事会]

第 23 条 常任理事会は、すべての常任理事で組織し、理事会の決議に従って次に掲げる職務を行う。

- 1 本会の諸会議に関する事項
- 2 会員名簿の編集、発行および領布に関する事項
- 3 予算・決算その他一切の会計に関する事項
- 4 学術研究の奨励と普及のための研究助成金、奨学金の交付に関する事項

- 5 災害者の援助に関する事項
- 6 その他本会の目的を達成するための必要な事項

[部 会]

第24条 部会は、各担当部署の部員で組織し、法学部同窓会事務分掌規定に基づいて職務を行う。

[参与会]

第25条 参与会は、参与と会長で組織する。ただし、必要に応じ副会長・事務局長・事務局次長を加えることができる。

- 2 参与会は、同窓会の運営状況報告を受け、同窓会運営について意見を述べることができる。

第6章 名誉会長・顧問・参与・相談役

[名誉会長]

第26条 本会に名誉会長を置く。名誉会長は、愛知学院大学学長を推挙する。

[顧 問]

第27条 本会に顧問を置くことができる。顧問は、理事会の議を経て会長が委嘱する。

[参 与]

第28条 本会に参与を置くことができる。

- 1 参与は、本会の会長に在任した者になる。
- 2 参与は、名誉職とし、任期を限らない。
- 3 参与は、理事会に出席して意見を述べることができる。

[相談役]

第29条 本会に相談役を置くことができる。

- 1 相談役は、副会長に2期以上在任した者の中から理事会の決議を経た者に、会長が委嘱する。
- 2 相談役は、名誉職とし、任期は4年とする。ただし、再委嘱を妨げない。

第7章 地方同窓会

[地方同窓会]

第30条 本会は、地域を単位とする地方同窓会を設置することができる。

地方同窓会に関する規定は別途定める。

第8章 連絡協議会

[連絡協議会]

第31条 愛知学院大学同窓会連絡協議会に関しては、愛知学院大学同窓会総則ならびに同窓会連絡協議会規定に基づく。

第9章 事務局

[事務局]

第32条 本会の事務を処理するため、本部に事務局を置く。

第10章 職員・ゼネラル・サポーター

[職員]

第33条 本会に職員を置く。

- 1 職員は、会長が任免する。
- 2 職員は、事務局長の指示に基づき本会の事務処理をする。

[ゼネラル・サポーター]

第34条 本会にゼネラル・サポーター（GS）を置くことができる。

- 1 GSは、会長が委嘱する。
- 2 GSは、各部・事務局等の会務の促進および助言をする。

第11章 会計

[会費]

第35条 本会の経費は、会費・寄付金その他の収入をもってこれに充てる。
会員の会費に関しては、別途定める。

[会計年度]

第36条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

付 則

- (施行期日)
- 1 本会則は、昭和48年4月1日より施行する。
 - 2 本会則は、昭和53年4月1日より改正施行する。
 - 3 本会則は、昭和58年4月1日より改正施行する。
 - 4 本会則は、昭和62年4月1日より改正施行する。
 - 5 本会則は、昭和63年4月1日より改正施行する。
 - 6 本会則は、平成元年4月1日より改正施行する。

- 7 本会則は、平成8年4月1日より改正施行する。
- 8 本会則は、平成9年4月1日より改正施行する。
- 9 本会則は、平成21年4月1日より改正施行する。

(注) 昭和48年3月31日以前の同窓会は、「愛知学院大学同窓会」の名称で全学部が1つの組織で運営されていた。